

会 議 録

会議の名称	平成18年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第3回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成18年10月20日（金） 午後6時～7時40分
開催場所	小金井市役所801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成18年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備え付けの議事録に添付してあります。
そ の 他	

平成18年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成18年10月20日（金）午後6時～7時40分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成18年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①電子帳票管理システム ②精神障害者デイケア事業関係 ③防犯カメラシステム

(3) 諮問事項

諮問第10号 小中学校防犯カメラの映像の本人外収集について

諮問第11号 小中学校防犯設備保守点検の業務委託について

諮問第12号 電子帳票管理システムについて

諮問第13号 統合化システム移行業務委託について

諮問第14号 統合化システム運用業務委託について

(4) その他

ア 前回諮問の「武蔵小金井駅南口再開発事業に係る課税台帳の外部提供」について

イ 業者による「戸籍情報システムの漏えい事件」について

ウ 次回の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	仮 野 忠 男	白 石 孝
戸 張 雅 子	平 沼 昌 子	本 莊 卓
丸 茂 恒 二	峯 村 雄 二	村 岡 輝 一
望 月 皓	森 田 健	

【市側】

稲葉市長

松永総務部長

<行政管理課>

渡辺情報システム担当課長

碓井行政管理課情報システム係主事

<健康課>

田中健康課長補佐

澤島健康課精神保健係主事

土肥精神保健福祉士

<庶務課>

尾上庶務課長

小野庶務課長補佐

<保険年金課>

千葉保険年金課国民健康保険係長

栗田保険年金課国民健康保険係主事

<総務課>

河内総務課長

河野総務課長補佐

稲村総務課情報公開係長

山崎総務課情報公開係主任

【会 長】

ただいまから平成18年度第3回情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず初めに平成18年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既にお手元に届いていると思いますが、訂正等がありましたら、お受けいたします。なお、本荘委員からの申出により、別紙配布のとおり発言内容についての訂正をいたしておりますので、御確認願います。

(訂正等なし)

訂正等がないようですので、会議録を承認いたします。

それでは、本日の報告と諮問をお願いいたします。

【市 長】

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により「小金井市個人情報保有等届出状況」を報告します。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出の開始に関するもの6件となります。

諮問事項について今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第11条に基づく「小中学校防犯カメラの映像の本人外収集について」、同条例第14条に基づく「電子帳票管理システムについて」、同条例第27条に基づく「小中学校防犯設備保守点検の業務委託について」、「統合化システム移行業務委託について」、「統合化システム運用業務委託について」の合計5件についてとなっております。細部につきましては、事務局から御説明いたしますのでよろしく願いいたします。

【会 長】

確かに承りました。

それでは、報告事項の審議に入ります。審議に入る前に事務局から説明を受けたいと思います。まず個人情報保有等届出状況報告書について事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課から受け、その後、諮問事項についての審議に入りたいと思います。

では、事務局からの説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況報告書について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。届出報告書を御覧ください。今回の届出は、開始が6件で、廃止と変更はございません。1ページをお開きくださ

い。部課別明細が記載されております。開始の届出は、保険年金課1件、健康課4件、庶務課1件となっております。2ページはその一覧ですが、一番上の届出番号11-429の保険年金課の届出につきましては、備考欄に記載されている諮問第12号と関連していますので、諮問の御説明をする時に同時にさせていただきます。よって、3ページの2番目の届出番号41-503から御説明いたします。この届出番号41-503から次のページ届出番号41-506までは精神障害者デイケア事業の業務関連ですので、一括して御説明いたします。最初が「受入会議記録」、次が「評価会議記録」、3番目が「デイケア事業活動記録」、4番目が「デイケア個人記録」の届出です。この精神障害者デイケア事業については前回、「利用申請書」「参加申込書(本人用)」「参加依頼書(保護者用)」について届出をいたしまして、この中で、内容を説明する資料をお付けしてあります。基本的には精神障害者に対するデイケア事業についての4件の届出です。個人情報内容につきましては、参加者本人とその家族に関するものですが、受入会議記録については、別紙5ページに記載されています。収集方法につきましては、電算入力はいたしませんし、委託も行いません。届出事項については以上です。

【会 長】

ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。5ページ別紙に受入会議記録の記録項目が具体的に記載されております。特にありませんでしたら、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【河内総務課長】

それでは、次の届出につきましては、諮問書と関連しておりますので、諮問書の1ページをお開きください。諮問第10号から第14号までの5件となっております。まず、諮問第10号、第11号につきましては、小中学校防犯カメラの映像の本人外収集及び防犯設備保守点検の業務委託についてで防犯カメラ関連の諮問ですので、併せて御説明申し上げます。まず、「小中学校防犯カメラ映像の本人外収集」についてですが、条例第11条第2項第5号及び第3項による諮問です。この件につきましては、個人情報保有等届出の報告を先にいたします。先ほど御覧いただいた届出状況報告書の4ページ、個人情報の記録の名称は防犯カメラシステム、届出番号は30-87、担当は教育委員会庶務課となっております。このシステムは、学校敷地内における児童、生徒、教職員の安全確保のために、防犯カメラを設置しまして、個人情報内容は、防犯システムで撮影、記

録された児童、生徒、教職員、保護者等の映像です。収集方法としましては、本人以外からの収集、保存方法につきましては、ハードディスクに保存され、映像については7日間で上書きされる形で運用いたします。次に個人情報については、撮影された映像です。諮問についてですが、諮問書の3ページに小金井市立小中学校防犯カメラシステムの設置及び運用に関する要綱(案)が添付されていますので御参考になさってください。要綱(案)の第5条第3項「防犯カメラの撮影対象区域の見やすい箇所に、防犯カメラが設置されており、かつ、作動している旨及び管理責任者等を記載したプレート等を明確な形で表示する。」という形で運用します。映像については、要綱(案)の第8条「映像の保管期間は、映像が記録装置に記録された日から7日間とし、当該期間終了後は、速やかにこれを消去しなければならない。」のとおりです。次の諮問第11号「小中学校防犯設備保守点検委託」についてですが、条例第27条第3項「個人情報事務処理の委託に関する諮問」で、担当課は教育委員会学務課です。届出につきましては、ただいま御説明いたしました防犯カメラシステムの防犯カメラ本体や映像記録装置、警報ランプ等の保守点検委託です。業務の内容につきましては、個人情報の処理の委託ではなく、映っている映像そのものを閲覧させて点検させる必要があるため、今回の諮問にかけたものです。以上です。

【会 長】

ただいま、諮問第10号、第11号を併せて御説明いたしました。この件について、何か御質問あるいは御意見がありましたらお願いいたします。

【森田委員】

2ページ「個人情報事務処理の委託に係る諮問事項」上の委託先欄は未定となっておりますが、委託先業者については、どういう基準でお考えですか。例えば専門性を重視するとか、損害賠償についても含めてお考えをお聞かせいただきたいのですが。

【尾上庶務課長】

未定というのは、当然まだ委託してございませんのでそのような事情がございます。具体的には、なるべく機械操作を人の手で行い、設定自体を例えば保安管理の設定ですとか、パスワードを使って管理責任者等限定された人間が操作できるような機種、防犯カメラのカメラ自体は固定しておきまして、要綱にもあるように、近隣の住宅の映像が撮影されないようにモニター上でマスクングができるものとか、一定固定をしたところで、画面上の処理で機械に制限を加えられるよ

うなものを扱っている業者を選定したいと考えております。セキュリティ専門というより、防犯カメラとしての機器システム自体を重視した形で業者に委託する形をお願いしたいと思っております。2点目の損害賠償の関係ですが、基本的に条例の中で私どもが通常行う形の中で取り扱っていきたいと考えております。おっしゃられたような賠償金額の規模で想定してはおりません。以上です。

【会 長】

よろしいでしょうか。続けてお願いいたします。

【仮野委員】

これは、各小中学校すべてに設置するのですか。その場合は各学校1箇所に設置するのですか。2点目は要綱(案)第8条「映像の保管期間は、映像が記録装置に記録された日から7日間とし、当該期間終了後は、速やかにこれを消去しなければならない。」とありますが、職員が映像を消すのでしょうか。先ほどの総務課長のお話では、7日後に自動的に上書きされるような御説明でしたが、正確にはどのような形になるのですか。

【尾上庶務課長】

全小中学校14校すべてに設置いたします。設置箇所数ですが、各小中学校によって設置場所が異なりますが、基本的には複数です。2点目ですが、総務課長の説明のとおり、上書きされます。機械上1週間後には自動的に上書きされる設定の機種を選定いたします。

【会 長】

仮野委員の御質問に関連してお聞きしたいのですが、機械的に消すというのは、何か外部的な情報によって、危機的な状況確認が行われたときに中を全部点検した上で消すのではなくて、時間がきたら機械的に消すと、それ以降に何か緊急案件あるいは気になる情報があったときに確認ができないのは非常にもったいないような、無責任というか、すべてロボットのような撮影機任せにしていることになりはしないか。素人目に考えているのですが、カメラの管理責任者である校長が一度も見ないで、自動消去のスイッチが入ってしまうのでしょうか。

【望月委員】

関連して伺います。このシステムの一日の稼働時間というのは、24時間カメラが動いているのか、それとも学校の始業時から終業時までの時間帯だけ稼働するのか、また、7日間たつと消去ということは、その期間分のデータが全部なくなる形で、自動的なのか手動なのか分かりませんが、消去される形になると考え

てよろしいのでしょうか。併せてお答えいただきたいのですが。

【会 長】

たぶんお答えは予想できるのですが。素人っぽい質問かとは思いますが、一般市民の立場で伺わせていただきました。望月委員の御質問と併せて、確認のために御説明していただければありがたいです。

【尾上庶務課長】

御質問が全部把握しきれていないかもしれませんので、もし不足がございましたら、再度御質問をいただければと思います。まず、7日間で消去の件ですが、基本的には、自己に関する情報を取り扱う上で保管期間については慎重になったということです。今回の事業につきましては、東京都の補助金対象事業で、そこで、提示された期間が7日間です。他市の状況がおおむね7日間であることも参考にいたしまして、7日間が妥当かと判断いたしました。2点目ですが、稼働時間の関係ですが、登校時から教職員の退庁時間までで、教職員が対応可能な時間帯となります。もし不足な点がございましたら、御指摘ください。

【会 長】

通常の百貨店とか商業施設では監視カメラがあると思うのですが、それは、常時モニターカメラが別室にあり、その画像を監視している人がいるような形態がとられているかと思えます。この場合は、カメラの磁気テープの中に映像が入ってしまって、何かあったときにだけ見るだけで、自動的に録画して消す、録画して消すを繰り返すロボットステーションのようなものなのか。システムの図解とかがあればそのような幼稚な質問は生じないと思うのですが、市民の立場から質問させていただきます。モニター室があつて、教職員が勤務している時間帯ではいつも誰かがそれを見ることになっていて、夜間は施設管理等の担当が引き継いで代行する形なのか。

【仮野委員】

防犯カメラでせっかく撮影していても、侵入者がいても気付かなかつたり、事件が起きた後、映像を見てみて、やはり侵入者がいたのかと確認するような形態では意味がないのではと思ひながら聴いていましたが、撮影した映像は誰がチェックをするのか、そのようなところを御説明いただきたいのですが。

【会 長】

総括してお答え願います。

【河内総務課長】

小金井市立小中学校防犯カメラシステムの設置及び運用に関する要綱(案)第7条(児童、生徒等の安全確認)「教職員は、警報ランプの点灯に注意を払い、点灯があったときは防犯カメラシステムにより不審者の侵入の有無を確認し、不審者の侵入があったときは管理責任者に速やかに報告し、他の教職員と連携して児童、生徒の安全を確保しなければならない。」で示されているのですが、カメラで撮影中に、画像の中に動くものが現れると感知して警報ランプが点灯するシステムとなっています。動くものが人間か動物かまでは認識できませんが、点灯した際には不審者がいないかどうかを点検するという形で運用するという事です。

【仮野委員】

そうしますと、防犯カメラで監視しているわけですか。夜間はどうなるのですか。

【河内総務課長】

夜間はスイッチを切ってしまいます。

【仮野委員】

むしろ、逆に必要な気もしますが。昼間は人の動きがあるから、たびたび警報ランプが点灯することになるわけですね。

【尾上庶務課長】

基本的に映像は登校時から職員退庁時まで撮影されているわけです。校門から入ってくる人間に対して警報ランプが点灯します。それを専属で見ている職員はおりません。警報ランプが点灯したときに、モニターを見て、校門付近から昇降口、玄関等を確認します。例えば、24時間監視体制として、窓ガラスを蹴破って入った侵入者の把握もする必要があるのではという御指摘かとお聞きしたのですが、これは、要綱第1条(目的)「この要綱は、(省略)、もって学校敷地内における児童、生徒、教職員等の安全の確保に資することを目的とする。」にもありますように、学校の中に児童、生徒、教職員、地域の方々等がいらっしゃる時間帯のみに限定しているものです。

【白石委員】

この問題については、専門家ではないのですが、諸外国の例も含めて調査、研究をしている立場から、少し、整理も含めたお話をさせていただきたいのですが。

一つは、御質問が出された内容と実はここで御提案されている内容とがずれて

いるのですよね。今回の案件は防犯カメラなのです。防犯カメラだとすると、市の担当の方が説明されているようなものになってしまうのです。要するに、防犯カメラは、それによってすべての犯罪の予防、犯罪が起こったあとの捜査ができるほど素晴らしいものではないのです。それを前提に理解していただかないと、かなり間違っただけのものになってしまうのではないかと思います。流れからすると、日本全国そうですし、特に東京都は担当副知事の元警察の方である方の御意見も取り入れて、この問題には経費をかけて、各自治体に対し、財政危機といいながらも、補助金を支出している状況です。その流れの中で今回の案件があり、そういう意味でいうと、実際に施策として行われることと、現場なり、保護者なりの感覚で受け止めることとがずれることは仕方がないという前提が必要となります。というのは、防犯カメラによって犯罪の予防をすることは限りなく難しいのです。犯罪の予防はカメラによってはできないのです。むしろ、カメラの設置というのは、実際の話としては、犯罪が起こった後の捜査に使われることの方が多く、起こった後のひとつの捜査のきっかけとして利用されています。厳密にいうと、それにしか過ぎない。そこがずれているところですが、それではなぜ、これを導入するのかということにはあえて触れませんが、私の意見としては、このことにより学校が安全になるとストレートにつながっていくとは考えてはおりません。その上で何点か、要綱の中で矛盾というか、分からない部分があるのでお尋ねします。カメラの映像の中に誰かが入ってくると、動物であれ、感知をして警報ランプが点灯し、それに対して、常時モニターを見ている要員はいないということとはよく分かります。監視型システムとは違う。今、学校現場で、もしこれで、一人監視をしている人を配置することは、それで人件費がかかりますし、教員が行うとしたら大騒ぎです。たぶん頻繁に点灯するため、その都度右往左往するという対応はできないと思います。それが良いか悪いかはまた別ですが。要綱(案)第5条(設置等)第2項「防犯カメラによる撮影は、学校敷地外を通行する者などのプライバシーに配慮して行う。」ということは、学校の敷地外は撮影しないということなのか、具体的に教えていただきたい。それから先ほどとの関係なのですが、要綱(案)第7条(児童、生徒等の安全確認)第1項「教職員は、警報ランプの点灯に注意を払い、点灯があったときは防犯カメラシステムにより不審者の侵入の有無を確認し、不審者の侵入があったときは管理責任者に速やかに報告し、他の教職員と連携して児童、生徒の安全を確保しなければならない。」とありますが、このへんの体制、マニュアルというのは実際にはこれ以外に何か作

られているのかどうかについてお伺いしたい。それから、第8条（映像又は記録媒体の管理）第2項「前項の規定にかかわらず、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他法令等に定めがある場合は、この限りでない。」とありますが、要するに提供するということだと思っておりますが、犯罪捜査の範囲ということをごどの程度に考えていますか。明らかに犯罪、事件として起こったときはともかく、アメリカの例をとると、子どもたちがたむろしているだけで、外部から警官を導入するという体制をとる国もありますが、犯罪捜査の範囲の考え方は、子どもの人権という立場からすると心配があります。それから第9条（苦情処理）「管理責任者は、防犯カメラシステムの設置及び防犯カメラシステムの運用に関して住民等から苦情等が寄せられた場合には、速やかに苦情内容の把握及び事実調査を行った上で適切に処理するよう努めるとともに、その結果を遅滞なく教育委員会に報告しなければならない。」とありますが、住民等から寄せられた苦情等とは具体的にどのようなことを想定されたかをお伺いしたいと思います。

【会 長】

要綱(案)条文の条項に沿った御質問がありました。教育委員会の担当課で明確に説明してください。

【尾上庶務課長】

それでは、要綱(案)第5条第2項の関係ですが、基本的には、敷地外の映像が撮影される可能性があるようでしたらモニターのところにマスキングをして映りこまないようにします。それから、第7条のマニュアルの関係ですが、この要綱(案)とは別にマニュアルの作成の準備をしております。それと小中学校の実際の不審者対策の中でも対応していきたいと考えております。それから第8条第2項については、基本的には、具体的な犯罪捜査の内容までは考えてはおりません。学校敷地内の防犯上の観点で考えましたので、その場面以外のものについては考えておりません。万が一緊急案件で、敷地内での捜査における協力依頼があれば協力せざるを得ないと思いますが、先ほどおっしゃったようなたむろしている生徒たちの対応等のために提供することは考えておりません。第9条の苦情処理については、具体的に考えているわけではないのですが、基本的には、個人情報保護制度に関わる統一的な立場で、案件ごとに調整を図っていきたいと考えています。

【会 長】

白石委員、お分かりになりましたでしょうか。

【白石委員】

たぶん、今回の要綱(案)も都等が作成した標準的な様式があつて、それを基に作られたものと思われるのですが、もとの要綱を作られたときに検討済みとは思われるのですが、やはり、市で要綱を作る際にもう少し一つ一つの条文を吟味して作っていただきたいとは思っています。

【会 長】

東京都下の各市は、東京都の教育庁が提示した標準システムを参考に、ほぼこれと同じシステムを導入するのですか。それとも小金井市が独自にこのレベルのカメラの使用や情報等の管理システムをとられるのですか。簡単で結構ですので、御説明をお願いします。

【尾上庶務課長】

基本的に、今年度の東京都の補助対象事業ですので、東京都の補助対象事業に関する要綱を参照して作成しております。他市も、今年度補助金を利用して実施する市は同様な形で行っております。

【会 長】

はい、理解いたしました。

【望月委員】

要綱(案)の第6条に備品台帳を作製するようになっておりますが、こういうシステムの機材はリースの方が対応しやすいのではないのでしょうか。東京都の補助対象事業ということですから、選択の余地もないのかもしれませんが、機械の寿命とか、年々新機種が出回ることを考えると、全部を買い換えるのは大変なものと推察されるので、意見として出させていただいた次第ですが。

【会 長】

経済性、イノベーションを配慮した上での観点からの御意見ですが。担当課から何か説明がありましたらお願いいたします。

【尾上庶務課長】

補助金の要綱の中に一定の規定がありますので、それに基づいて行うとこのような形になります。

【会 長】

よろしいですか。

【仮野委員】

映像記録の保管期間が7日間だというのは分かりました。7日間たつと、自動

的に消去が始まり、記録装置が真っ白になり、8日目には新しい映像が入ってくると考えてよろしいのでしょうか。この表現だと、当該期間終了後、人の手で消去されるようになっているのですが。

【尾上庶務課長】

システムとして対応しますので、自動的に消えるものです。

【仮野委員】

防犯カメラがあることで、一種の犯罪の抑止効果を狙っているということですね。

【白石委員】

時間がないのに申し訳ないですが、意見だけちょっと言わせていただきたいのですが。ちょっと私が危惧しておりますのが、今、日本全体が安全、安心の社会を目指して、このような機器を使って児童、生徒の安全を守る形をとってきている傾向があることです。原点は人間のコミュニケーションだと思うのです。もちろん、今日御提案いただいているものは、小金井市の教育行政の中のほんの一部でしかないわけで、これを見て、小金井市の教育行政をどうこう言える状況ではないのですが、学校が全部扉に閉ざされたり、カメラが全部設置されたり、それによって安全だということではなくて、むしろ、地域の方たち、PTAの方たち、出入りの業者の方も含めて、地域全体が子どもを見守る、そういう取組をされている学校が実は全国にいくつもあります。むしろ扉を取り払って行く方向で取組をされている学校が。ぜひ、そういう観点から子どもを守っていくような取組を、こういう時代だからこそ、行政が率先して実施していただきたいと考えているのです。犯罪統計について、ずっとこの間調査検討してきたのですが、犯罪が今、実は増えていないのです。特に重大犯罪（殺人、放火、強姦）はピークのとときと比べて圧倒的に減っています。増えているのは唯一窃盗なのです。お子さんが殺人の被害者として殺される場面というのは、実は街頭とか学校ではなくて、家の中で親族に殺されることが圧倒的に多いのですよね。あとは交通事故です。だから、お子さんを登下校や学校の中で守ろうとすると、昔やっていたような交通安全対策をきちんとやっていく、それから後は不登校とか校内暴力とかの問題への対策が必要なはずなのです。ですから、是非トータルの中で、子どもを守るあり方をどう考えていくかをこのようなことを契機に改めて検討し、そういう取組をしていただきたいと思います。この場で申し上げることではないのかもしれませんが、このような問題に対する危険防止策として、機器を入れて安心すると

いう風潮になってしまうことに私としては危惧を感じていますので、あえて申し上げさせていただきました。

【会 長】

ありがとうございました。御意見として承っておきます。

【村岡委員】

ひとつ質問があります。小金井市において、実施機関として防犯カメラを設置されているところがあるかどうかということです。個人情報の観点からいうと、7日間で自動的に消されるということはいいことだと思うのですが。意図的に残すとか、しっかりしたマニュアルがあって、記録が残るとか提供されるということになれば難しい問題が生じるのかと思うのですが。

【会 長】

御説明をお願いいたします。

【総務部長】

このシステムはかなり新しいシステムですが、繁華街や商店街については、急速に普及しています。公共施設、市役所は目的のある特定の人々が利用するというので、必要ないのではという考え方がありますが、子どもさんのことについては、かなり保護者が敏感になっておりますので、ここで初めて、小中学校にも導入するということになりました。このような情勢ですので、今後どうなるかわかりませんが。

【本荘委員】

要綱(案)第4条(個人情報の保護)「管理責任者及び取扱責任者は、防犯カメラシステムの運用に当たっては、個人の権利利益を侵害しないように努めるとともに、その旨を所属する教職員に対して周知徹底しなければならない。」に関連してですが、防犯カメラの場合、私の経験ですと、興味本位で見るケースもまみられると思います。おそらく映像を教職員が教育活動で見ることにはできないかと思うのですが、第4条で校長がそのあたりを周知徹底を図ると規定されていますが、これは、各学校長に委ねられるのでしょうか。あるいは、こちらでマニュアルを作成し、徹底してもらうということなののでしょうか。といいますのは、撮影した映像を見ること自体が人権侵害だという認識を持っている方はまだまだ少ないと思うものですから、お聞きしたいのですが。

【尾上庶務課長】

基本的には管理責任者は個人情報保護条例に基づく管理者である学校長に委

ねられています。要綱(案)に定めてありますように、個人情報の保護のための管理責任者の責務として、教職員への指導も委ねられているわけです。それから、この要綱(案)以外にも個人情報保護条例とか規則もありますので、それにのっとってということもあります。したがって、このことに関しては、個人情報保護条例上の管理者として校長が行っていくと考えています。

【本荘委員】

追加でよろしいでしょうか。私が仮に教員であるとして、児童、生徒間でトラブルがあつて、その現場がカメラの設置場所近辺であつたために、正確な情報を得るための確認のためにちょっと映像を見たい気持ちが生じたとしても、それはやはり許されないでしょうか。そこまで徹底して周知されるのかを確認したいのですが。

【尾上庶務課長】

端的に言って、そこまで考えておりません。今おっしゃられたような事例があつた場合に、見せることは考えておりません。

【本荘委員】

教職員が勝手に操作できる状況ではないのですね。

【尾上庶務課長】

鍵を開け、暗証番号を用いなければ操作もできません。基本的に教職員がこの操作の設置目的以外に用いることはできません。

【本荘委員】

分かりました。

【会 長】

以前イギリスに滞在した当時、どこの街中にも防犯カメラがあり、生活の一部にあることが当然である見慣れた風景でした。カメラこそが安全を守るインフラストラクチャーだという世論さえ起こりうる世界的状況の中で、当市内の学校という場で活用されるということですが、我々委員が市民を代表して長時間しつこく説明を求めましたけれども、御納得いただきたいと思います。大変事務担当者には時間をとらせてしまいましたけれども、これを承認いたします。

それでは、次の事項の説明を引き続きお願いいたします。

【河内総務課長】

それでは、諮問書の6ページをお開きください。「電子帳票管理システム」です。条例第14条関連の諮問です。担当課は保険年金課です。この諮問について

は、昨年11月の審議会に諮問したシステムと関連のシステムです。基本的にレセプトというのは、国民健康保険、老人健康保険の医療機関からの請求書が国保連合会という東京都の連合会を通じて小金井市に送られてきます。それを、従来は紙ベースで送られてきたものを、11月の諮問で画像レセプトとしてデータ化して受け渡しをする、それで国保連合会との間でオンライン結合によって行う。それに関連して情報についての管理の問題として新しくシステムの諮問をさせていただきました。届出報告書の3ページ、届出番号11-429「電子帳票管理システム」です。諮問書の9、10、11ページにシステムの概要についての資料をお付けしてあります。基本的にこのシステムは、画像として送られてくるレセプトのデータそのものの中の必要な部分についてデータ化することによりまして、画像レセプトの管理、検索ができるシステムです。基本的には記録項目については、諮問書の記録項目の7、8ページに記載されている項目です。収集方法については、医療機関から国保連合会を通じて送られてくるもので本人以外で、根拠としては、条例第11条第2項「実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、本人以外の者から個人情報を収集することができる。」第2号「法令に特別の定めがあるとき」となっております。諮問ですが、第14条(電子計算組織に記録する個人情報)「市長は、電子計算組織を利用して個人情報を処理する場合において、当該電子計算組織に記録する個人情報を新設、追加又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。」の電算システムについての諮問です。業務の目的や記録項目につきましても、今御説明したとおりです。基本的にレセプトの管理のためのシステムということですが。

【会 長】

早速、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

【仮野委員】

後学のための質問ですが、今まで紙でやりとりしてきたのですか。

【栗田保険年金課国民健康保険係主事】

画像レセプトシステム導入までは、レセプトも紙で搬入されていましたが、このレセプトのチェックリストも紙で送付されていて、これらと突き合わせてエラーを見つけるなどの作業をしていました。画像レセプトの導入によって紙でのレセプト搬入はなくなりましたが、チェックリストについても電子化することで、システム内で関連付けてチェックすること等が可能になりました。

【会 長】

銀行や郵便局のシステムも同様かと思いますが、電子化は既に日常化しているわけですね。

【峯村委員】

基本的にはデータは国保連で管理していて、こちらからは画面で見ただけで、プリントアウトはしないということですか。

【栗田保険年金課国民健康保険係主事】

プリントアウトとしての使用は行っていません。帳票は、レセプトデータの画面上のエラーチェックなどの作業に補助的に使用しています。画面上でレセプトと帳票を相互に関連付けて作業を行っているので、プリントアウトは行いません。

【峯村委員】

何人かで取り組んでいるかと思いますが、パスワードの付け方、管理等、例えば3か月で変更する等は市ではどのようにしていますか。

【千葉保険年金課国民健康保険係長】

パスワードに関しては、小金井市情報システム担当課のシステム運用の基準に倣って運用しています。

【渡辺情報システム担当課長】

情報システム担当です。古いシステムが庁内にはまだあります。それらのシステムというのは、パスワードを個人で管理するシステムができていないのです。ですから、古いシステムについては、現在はパスワードでの管理はされておられません。内部情報端末については、今は6か月に1回パスワードを変更して使用する形の設定がされています。

【峯村委員】

画像レセプトについても同様な、6か月に1回でパスワードを変更する形で、運用されていると考えてよろしいですか。

【千葉保険年金課国民健康保険係長】

情報システム課の方でセキュリティの基準を定めたものがありますので、私どもとしてもそれにのっとり変更等をしながら運用等をしているところです。

【峯村委員】

ですから、情報システム課の方が説明された6か月に1回パスワードを変更するという新しいシステムの形で運用されていると考えてよろしいですか。

【千葉保険年金課国民健康保険係長】

はい。

【峯村委員】

分かりました。

【会 長】

他に御質問、御指摘がないようであればこれを承認いたします。それでは担当課の方どうもありがとうございました。次の説明をお願いいたします。

【河内総務課長】

諮問書の16ページを御覧ください。諮問第13号「統合化システム移行業務委託」、22ページに諮問第14号「統合化システム運用業務委託」があります。この二つとも統合化システムに関するものですので、併せて御説明いたします。この統合化システムという言葉はこの審議会に初めて出て来た言葉だと思えますので、まず、その御説明からさせていただきます。まずこの資料の21ページの「移行対象システム一覧」を御覧ください。今回移行予定の対象システムは住民記録システム、外国人登録システム、印鑑登録システム以降基本的にこのようなシステムが運用されています。一定の関連を持つ住民記録システムを中心としたシステムだとか税関連のシステムだとか個々に開発されたシステムがありまして、開発時期とか運用も含めて難しい保守だとか連携をとっているものです。他この一覧に記載されているものですが、この移行対象システムを一つのシステムに統合して、連携をとった一つの統合化システムとして、運用していきたいと考えております。23ページに基幹システム統合化スケジュールが記載されておりまして、それを御覧いただくと、現在は、業者のプロポーザルが終わって、補正予算等の具体的なスケジュールがこれから入っていくという段階です。今回、統合化システムの「移行作業の業務委託」及び「運用業務委託」ということで諮問をさせていただくわけですが、統合化システムとは、現在運用している対象システムを関連を持った一つのシステムとして作り直す、移行していく形のものを統合化システムと小金井市では呼んでおります。移行対象のシステムの記録項目については、あまりに膨大となってしまいましたので、別冊で各テーブルに数冊置いてありますので、回覧していただければと思います。もし必要でしたら、コピーを取らせていただきます。これだけのシステムの中で運用されている個人情報についての記録項目ですから、かなりの量になりますが、御覧いただければと思います。諮問ですが、諮問第13号「統合化システム移行業務委託」ですが、今、

御説明いたしましたように、現在運用されている統合対象のシステムに記録したデータを統合化システムに移行するための作業を委託するというものです。15ページ以降に業務委託についての仕様書(案)を掲載しています。このシステムでは、極めてセンシティブな個人情報を扱いますので、個人情報保護や情報セキュリティに関する細かな規定を設けることとしております。委託する個人情報の形態ですが、文書と電子データを送付します。作業そのものは民間事業者であるデータセンターで行うということです。次の22ページ諮問第14号「統合化システム運用業務委託」ですが、統合化システムの運用支援、障害対応、保守等を委託するものです。いわゆるデータセンターへの機器のハウジングを行って管理する形になります。24ページ以降に仕様書(案)が示してありますが、個人情報についてはかなりセンシティブなものを扱うということで、個人情報保護又はセキュリティに関しては細かな規定を盛り込んで委託をするということで計画しております。もう一つの業務委託で、システムはかなりセキュリティ基準をあげて、継続的に安定的なシステムの運用を可能にしていきたいと考えております。諮問については、かなり大きな個人情報のデータ内容を含んでおりますが、現時点では先ほどのスケジュール表に示したとおり、これから統合化の具体的な作業に入っていくところで、今回このような諮問をさせていただきました。また、新しくこの中に加わるシステムを開発していくところですが、これについては、具体的な運用とか諮問とかを個人情報の契約内容等が確定していく段階で新たなシステムを諮問にかけていく段取りになるかと考えております。

【会長】

ただいま、多面的な内容をもつシステムの統合化に伴う移行を含めて総括的な説明が事務担当者からありました。何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

【仮野委員】

21ページに掲載された一覧のシステムはすべて、既にわれわれ審議会です承したのばかりですよね。問題はこの26項目を全部統合化した場合に一番恐ろしいのは、一箇所にとどめてあるために、一部に仮に火災等の支障が生じると、26項目全部のデータを消失してしまうことになりはしないかということです。そのような心配についての対策は大丈夫なのでしょうか。

【渡辺情報システム担当課長】

21ページに掲載されているシステムについては、審議会です既に御承認いただ

いているものです。それから現在では、分散的に市役所内で管理しているもの、情報システム内で管理しているもの、については、システム的にはバラバラなのですが、現状の方が我々は危険性が高いと判断しております。これを一箇所に集めてなぜ危険性が薄れるのかということなのですが、今、データセンターというセキュリティー専門の施設を利用し、かつ専門の要員を利用した形で業者に委託するというので、より優れたセキュリティーを確保できるものと確信をしております。

【仮野委員】

データセンターは、この会社の中にあるわけですか。

【渡辺情報システム担当課長】

場所については、秘匿事項になっているため、詳しく申し上げられないのですが、群馬県内のある場所にあります。

【会 長】

新統合システムに移行すると、セキュリティーレベルの違う、個別的な旧システムのローカルな管理規則というものは廃止して、統合された新しい情報管理規定を設けるということに、スケジュール上もなっているのでしょうか。それとも、旧管理規定で、機械だけが新しくなったということなのでしょうか。共通して関心があると思うので、規則の整備の点、お答えをお願いいたします。

【渡辺情報システム担当課長】

統合化後は、一本にまとめた運用基準を策定し、それぞれシステムのパスワード設定なども一本化したいと思います。審議会で御承認いただければ、順次進めていきたいと考えています。パスワードの問題が出ましたが、パスワードは現在、種々の運用があります。これはあの少し古いシステムのものも残っていますので、厳しい規則というわけにはいかないということで、かなり緩めになっています。これをかなり強化しています。4桁しか入らないパスワード設定の機種が結構多いのですが、それを8桁以上に入力しないと動かない形にする。現行は数字しか入らないものを桁数を増やし、記号等混ぜる形で入力しなければ、システムが稼動できないようにする等、できる限りのセキュリティーの向上を目指していきたいと考えています。

【会 長】

その他、御質問、御意見ありますでしょうか。

【白石委員】

セキュリティー、プライバシー、総合の件ではないのですが、15ページの特記仕様書(案)の中で不明な点があったので、少しお伺いしたいのですが。先ほどの23ページ統合化計画スケジュール(案)を参考にしますと、9月1日にプロポーザルで選定した業者が打ち合わせを開始したとあり、12月いっぱい、現行システムの調査、分析等が全部終了して、なおかつ、移行作業が入ってくると、かなりタイトなスケジュールで進んでいるように見えるのですが、実際のところどうなのでしょう。今日で何系統のシステムになるのか分かりませんが、多分大幅に変わると思うのですね。そうしますと、問題になるのは、それぞれの業務主管課の使い勝手はかなり合わせていくのか、それとも基本のシステムをある意味では現課からすると押し付けられていくのかによって、どのくらいカスタマイズするかによってずいぶん変わって行くと思うのですね。それが、ひいては、情報システムの安定性につながっていくと思うのですが、かなりスケジュール的にタイトなので、これで予定どおり進んでいくのかどうかをお伺いしたかったのです。

【渡辺情報システム担当課長】

このスケジュールは、去年の11月頃に私どもが計画した時点では、もう少し時間がかかるだろうと正直思いました。しかし、プロポーザルで、一次審査で8社から提案をしていただいています、どの業者に聞いても、こういうシステムの移行作業あるいは再構築には、昔ほどには時間を要しないとの答えでした。なかには、3か月で可能との提案の業者もありました。通常は1年は要するとのことでした。現在は、打ち合わせ作業が始まっていますので、約1年半を予定しているスケジュールに沿った、ほぼ標準的な形で進めています。それで、なぜスケジュールの前倒しを行ったのかということですが、これについては、平成20年度に法改正があります。それを現行システムで改修をかける作業は、改修をかけた後も半年後に廃止になってしまうという事情があります。できる範囲内でどれだけ圧縮できるかを計算した上でスケジュールが決められます。最近では、合併作業が今年4月にほぼ終了したところですが、それらの実績の上でノウハウが蓄積されてきたことも生かして、この日程が組まれたものです。

【仮野委員】

合併作業というのは、市町村合併のことですか。

【渡辺情報システム担当課長】

そうです。

【峯村委員】

ちょっと教えていただきたいのですが、この統合化システムというのは、最初に統合化するというのでソフトをまず組んだ業者がいて、それができあがって、それを利用して、データセンターにデータを移行するという流れと理解してよろしいのですか。

【渡辺情報システム担当課長】

市としては、カスタマイズはしない方針です。ただし、現行使っている機能があります。それを全部なしにはできないので、現行機能については、洗い出しを行った上でプロポーザルを行いました。現行機能をどれだけパッケージとして組み込めるかを選考の要件にしました。それらを全部スケジュール内に納めるという仮定で最終打ち合わせを行っております。2点目のお尋ねの件ですが、現行のシステムのデータを統合化で使用する。相手のシステム側と合わせる、その作業をまず行います。そのあとからセットアップした上で新しいシステム側に登載して、新しいシステムで動かすという形です。

【峯村委員】

新しいシステムとは、市で作ったものではないのですよね。

【渡辺情報システム担当課長】

そのシステムというのは、パッケージ化されていて、他の市町村でもかなり使われているものを小金井市も使うというものです。他の市でも使われていて、実績があるものなので、心配はしていません。

【峯村委員】

基本的に、データセンターでデータを機密を守って管理してもらい、それを統合化したという意味合いでよろしいのですよね。

【渡辺情報システム担当課長】

そうです。

【会 長】

市民の立場で質問なのですが、先ほどの旧システムは、個別に26システムあるのですが、これは全部クローズドのファイルで、今度の統合システムに移管するに当たり、一つの固有メーカーの固有ブランドシステムに一本化になるのでしょうか。26は既に統一した機種で整備されているので、移管に伴うエラーとか

リスクとかは想定しなくよいのでしょうか。銀行が合併した場合、コンピュータシステムのファイルの引き渡し接合ができないことが、技術的な障害要因の代表的なものの一つですよね。26ファイルは全部ローカルファイルで独立していて、機種を選ばず、今度の統合システムの中に安全に移行できるのかどうか。他の地方公共団体でもテスト済みの安全なものなのか、御説明願います。

【渡辺情報システム担当課長】

今、現行動かしているシステムは、ホストコンピュータを用いているシステムです。税金関係で用いているシステムは、クライアントサーバー方式というシステムです。各課で構築されるシステムは、ほとんどが、クライアントサーバーシステム系列で、大きく分ければ、システムとしては二つの方式がありますが、今回はクライアントサーバー方式にまとめあげるので、ホストは廃止します。ホストコンピュータ系のデータからクライアントサーバーシステムへの移行なのですが、これは税システムと同じとなりますし、我々もクライアントサーバーシステムのデータの取扱いは心得ておりますし、これについては、危惧はしておりません。

【会 長】

これについての質問をしましたのは、実は委託先の会社の従業員だけで、安全に移行することが、技術的にできるのかが心配だったわけです。会社の中で違う機種が入り込んでいることで漏えいが生じる危険はないかを教えていただきたいのですが。

【渡辺情報システム担当課長】

この会社一社ですべての作業を行うことを前提にしています。以上です。

【会 長】

下請けの別会社を用いたための情報漏えいが心配だったものですから。ないということですね。確認いたします。

【仮野委員】

後学のために教えていただきたいのですが。この件については、既に市議会も了承済みですか。

【松永総務部長】

市議会の議決事項ということですが、市議会の議決事項としては、予算と条例なのですが、条例は、このシステムについての条例はないわけで、後は予算ですが、今年度の今後の補正予算で計上する際に、関連質問等で確認等、話題に上る

可能性があると思います。

【仮野委員】

それはそれとして、分かりました。統合化することによって、セキュリティ度が数段アップするとおっしゃっていましたね。メリットはセキュリティ度以外に何かあるのですか。コスト削減、効率化等、小金井市がこれに踏み切った理由を教えてください。

【渡辺情報システム担当課長】

いくつかあります。平成14年で、ホスト系で使っているG端末の生産が中止され、平成22年にはホスト系システムの入替えが必要になるという事情があります。システムの最適化を目指します。もっと安価に、地域情報化だとか、新しいシステムに入れ替えて、効率化、あるいは経費の削減をするべきだと思っています。市の職員の異動が近年3、4年周期に行われることにより、昔は、情報システムの職員には10年勤続者が数人はいたのですが、現在では、1人だけです。システム保守を長期にわたり継続して行っていくことがかなり困難になります。今我々が使っているシステムというのは、法改正、制度改正に対応できるような作りではない。すべてプログラムの中に書き込んでしまっていて、修正箇所を直すという作業を繰り返すたびに、出費がかさむ。現在我々が導入を予定しているシステムというものは、そういったものをあらかじめフォローできるものです。例えば、税率だとか、所得制限額だとか、そういったものを数値さえ入れ替えればシステムが稼動可能なものです。現在使用しているシステムとはかなり異なります。そういった理由もあります。これは当然、コスト面にも跳ね返ります。制度改正、法改正がありますと、過去にあった出費は例えば一つのシステムで7千万円かかりました。過去10年間の平均経費で3億1千万円くらいかかっています。3割、4割は確実に経費の削減は可能です。最終的にセキュリティー面に甘さがあると、この選択はないわけで、セキュリティー面でも、専門の施設と専門の要員を配置して管理するというので、優れたセキュリティーが確保できると考えています。

【会 長】

御納得いただけましたでしょうか。

【仮野委員】

「いいことづくめ」ですね。

【白石委員】

こんな話をしても仕方がないかもしれないのですが、このIDCファシリティという資料を拝見すると、ハードな部分でのセキュリティーが万全だということを盛んに強調されているのですが、この後の議題で戸籍の事件の関係が出ていますが、やはり人的問題が実は一番いざとなると大きいわけで、それは、資料の中の従業員管理の中でも触れられているわけです。逆にここまで、万全に説明されていることで、完璧だと思込まされてしまうのは危険かと思えます。安全性というのは100%ではない、必ずリスクはあると認識されている上で、より安全性の高いものをと理解をされているとは思いますが、これだけは申し上げておきたいと思えます。

【本荘委員】

どうしてもやはり、民間事業者からの情報漏えいということが私は心配なのですが、「再委託禁止条項」があるにもかかわらず、再委託をしてしまったことで情報漏えいがあったという事件はいまだになくならないのです。ということは、このような条項があってもそういう危険はあることを認識しつつ、事を運ぶべきだと思うのですが、契約違反の場合は、契約解除ないしは損害賠償と規定しても、本件の場合、契約解除は可能なのでしょうか。その際のシミュレーションはなさっていらっしゃいますか。

【渡辺情報システム担当課長】

契約解除というのは、システムが運営できるという部分を確保した上で解除をせざるを得ないというのが現状です。それと本来、私どもが仕様書を作る際にも新しい項目として、要員のデータ保護ということをつけ加えました。これは、セキュリティーは、ハードや規定類だけで保護されるとは決して思ってません。ここに関しては、最重要項目ということで、あえて項目として、いくつか条件をつけ加えています。一つには守秘義務、一つには正社員以外は手を触れてはいけない。ただし書としては、セキュリティーに関連しては、このセンターで管理しているネットワークには、一切正社員以外は手を触れてはいけない。これはあくまでも社員の問題になってしまうと思うのですね。破れないセキュリティーは世の中になんか思っています。継続的に安全管理に関して我々が注意を促す、そういうことしか本来的には解決策はないかと思っています。

【本荘委員】

立入検査なども実際になさるという認識でよろしいのでしょうか。

【渡辺情報システム担当課長】

外部監査を年1回行うという形に仕様書ではしています。行政が質問する事に対する回答等も報告する項目が入っています。内部監査の実施についても項目が入っていますが、我々が監査するよりも、監査の専門の人間が監査した方が有効であるという考え方から外部監査も取り入れたものです。

【会 長】

先ほど、総務課長からの総括的な説明があり、23ページにある統合化計画についても大丈夫だという見通しについての説明も質疑の中で行われてきたわけです。全面本稼動は平成20年4月中だと、1年ともう少しかかるわけで、いろいろな局面がこのスケジュールによるとあるわけで、逐次経過の報告があつて、審議会委員のモニタリングを受ける予定なのか、今日の諮問で了承したら、それで終了なのか。総務課長から、この点についての御説明をお願いいたします。

【河内総務課長】

今回は、現行システムの移行についての諮問です。新システムの中で個人情報の諮問を要する問題が発生した場合には、本稼動前にまた改めて諮問し、答申をいただく様な形になると考えております。

【会 長】

ありがとうございました。各委員におかれましても、そのように御了解いただきたいと思っております。それでは、この案件を承認とさせていただきたいと思っております。以上をもちまして、本日のすべての諮問事項についての審議は終了いたします。次に、内容(4)その他、アイウの項目に移ります。まず、アの事項からお願いいたします。

【河内総務課長】

前回、御記憶に新しいところかと思いますが、「武蔵小金井南口再開発事業に係る課税台帳の外部提供」についての諮問をしまして、活発な御議論をいただきまして、本人通知をなぜしないかが議論されました。この諮問については保留として、今回改めて、その内容の説明も含めて継続審議となる予定でしたが、次のページにあるような取下書が提出されました。諮問については取り下げることによって整理をさせていただきたいということです。

【会 長】

ただいま、総務課長から今日の審議会資料に添付してあります小金井市長から本審議会会長あての「南口再開発事業の課税台帳の外部提供についての取下書」

が提出され、このとおり取下げといたしたいとの報告が行われました。それでよろしいでしょうか。

【仮野委員】

取下げはいいのですが、取り下げれば済むという話ではないですよ。正確な議論は忘れたけれども、少なくとも個人情報保護の観点からずれたような解釈で、外部提供しようとしていましたね。その姿勢が非常にあやふやだったことを覚えています。今回も都市再生機構が取下げにできるのだとしたら、最初から外部提供する必要もなかったのかもしれないですよ。最初のところで、個人情報についての認識が担当課に甘かったのではないかという気がします。この取下書には、そういう表現がどこにも見当たらないですよ。担当課及び市長がどのように考えているかお答えいただきたいのです。

【会 長】

総務部長、お願いいたします。

【松永総務部長】

誠に申し訳ないと思っております。詳しく理由ということになりますと、個人情報の問題が生じて難しくなるかと思ったのですが、そういう意味でこのような表現になったのではないかと思います。確かに、仮野委員のおっしゃるように、都市再生機構は現在独立行政法人になりまして、個人情報に対する考え方も違っているのかという気もいたしますが、市としても再開発については力を入れていますので、個人情報についてもきちんと実態を把握して、再開発課についても、今回のことを肝に銘じて、次回以降はきちんと市長と調整して、方針を明らかにしてから対応していくように伝えてあります。大変申し訳ございませんでした。

【白石委員】

前回、帰ってから改めて「OECDのプライバシーの8原則」を読み返してみたのですが、やはり原則の原則のところの御理解がちょっと欠けていたと改めて思いました。仮野委員がおっしゃったので繰り返しませんけれども、常にやはり何かあったときには原点に戻られて、そこできちんと対応していただきたいと思えます。

【本荘委員】

私は、形式的な問題で発言したいのですが、確か前回の論点の中に外部提供した場合に本人通知はしないという論点があったのですが、そうであれば、公開の会議でその議案を取り上げることは事自体がナンセンスで、そもそも非公開で扱う

べき案件ではなかったかと思えます。その辺りは是非慎重に扱っていただきたいと思えます。

【河内総務課長】

基本的におっしゃっていることは分かりますが、法定事項とか、本人の事前通知なしという案件をこちらで御審議いただくということは行っております。基本的には審議会については公開を原則としていますので、本人非通知といたしましても、例えば審査会で扱うような具体的な個人情報をあげて、その内容の公開、非公開について審査をするような場合とは異なります。この場合の本人通知、非通知とはレベルが違うと考えております。基本的には審議会は公開しており、今年度からホームページでも公開しておりますので、それを前提に審議会としては行っていくべきだと考えております。

【本荘委員】

仮に前回の審議会で、外部提供を本人通知なしで了解という承認が行われた場合に、この状況からだとある程度本人であることが分かってしまうと思うのですが。整合性というのが私には理解できないのですが。実際に会議を公開することによって本人通知と同じ効果が発生してしまうのでは。

【河内総務課長】

事務上の手続として、情報提供する場合について、事前に本人に通知をすることを省略しているかどうかについての扱いです。例えば、法令で外部提供することが必要な場合で、事前に本人通知をすることが事務的に省略せざるを得ない場合が現実的にはありますので。

【本荘委員】

今回はそのような場合ではないですね。確か公の利益を害するような抽象的な説明があった気がするのですが。

【河内総務課長】

この件については、諮問をさせていただく事自体が妥当であったかどうかも含めて担当課とも話し合った状況です。総務部長から御説明をさせていただいたように、個人情報の扱いについては、今後慎重に打ち合わせて扱っていきたいと考えております。

【本荘委員】

仮に今後このような案件があった場合もまた公開にする形で行うのですか。

【仮野委員】

この会議は公開なので、秘密会や非公開をするような考え方は止めたほうがよいでしょう。原則公開ですから。今度の場合は、本人通知をしないでいいという考え方がおかしかったということを皆が主張したのです。我々の立場としてはこの場は公開です。もし、仮に通知をしなかったとして、当該本人が通知がなかったことに関する議論は本人と市とがやるべきことです。どうでしょう。

【会 長】

会長もそう思います。先般、議事録もインターネット上で公開いたしました。基本的にこの場は公開に立脚したものと認識しております。それではよろしいでしょうか。この案件は報告事項ですが、承認いたします。その他の第二の案件をお願いいたします。

【河内総務課長】

業者による「戸籍情報システムの漏えい事件」についてですが、これは小金井市の戸籍情報が漏えいしたということではないのですが、富士ゼロックスサービスが開発した戸籍情報システムの戸籍情報を派遣社員が入手して脅迫したという事件ですが、本市のシステムを開発した会社です。基本的にこの事件が起きた後、早急に担当課と連絡を取って、本市の情報については漏えいはされていないことを確認いたしました。新聞報道によると、業者が出向いてデータをセットアップする際の情報が外部に漏れてしまったということなのですが、その担当SEについては、本市の担当ではないということです。本市の情報については漏えいされていないということです。セキュリティーに関しては、基本的に市内部の問題としては、早急にセキュリティー本部を開き、今後の対策としては、基本的には業者と安全確認をする形で行っていくことを確認いたしました。御報告します。

【会 長】

本市の戸籍情報は無事であり、かつ本市の担当者が該当者でもなかったということが確認ができたということでした。

【河内総務課長】

もう一言付け加えます。小金井市としては、個人情報の取扱いについては、担当SEについても、基準についてはかなり細かく規定しているのですが、一人ではなくて職員の立会いのもとで個人情報の取扱いを行うように申入れをし、業者の確認をいただいています。併せて申し上げます。

【会 長】

よろしいですか。ただいま説明がありましたが、やはり委託業者の情報セキュリティの問題というのは、本日の審議にも関連しておりますが、今後とも慎重に対応していきたいと考えております。

特になければ、次回の日程についてですが、来年2月5日（月）801会議室にて行います。これをもちまして、情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。お疲れ様でございました。